

# 在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会報告書

平成3年3月

在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会

## 在宅介護マンパワー養成・研修の課題

はじめに

高齢者の生活の質を高める介護システムのために

国民人口の高齢化が進行し、1990年9月には我が国の65歳以上の老人の数は国民全体の12%を超えており、こうした中で、後期高齢層いわゆるオールド・オールドの人々を中心に、介護を要する高齢者の増加が指摘されている。

西暦2000年を目標とする『高齢者保健福祉推進十か年戦略』において、在宅福祉対策の緊急整備がその第一の課題として掲げられ、ホームヘルパー10万人の供給体制の構築などの諸課題が提示されており、さらに1990年6月の老人福祉法等の改正において、在宅福祉サービスの積極的推進が位置づけられたところである。

21世紀に向かって増加する要介護老人の、生活の質の向上を図ること、すなわち高齢者を社会がどのように大切にしていくかという事柄は、その国の文化の質が問われる重要な指標でもある。国民的課題であるエルダー・ケア（老人介護）の核心は、その担い手の養成を計画的に推進することであり、また高齢者への共感的態度を形成するような、ヒューマンで科学的な研修内容が構成されることである。

本委員会は、今日、老人介護は国民的課題であるとの認識に立ち、高齢者とその家族の希望にそった、住み慣れた地域社会における生活の継続を図るための、在宅介護サービスの質的・量的充実を確保するために、以下のとおり、在宅介護マンパワーの養成・研修に資するカリキュラムのあり方を提言するものである。

なお、本委員会が参照した先行する研究及び検討として、以下の諸報告があることを付記する。

在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会を代表して 日野原 重明

- (1) 昭和63年度厚生科学研究「寝たきり老人の現状と国際比較に関する研究」（班長：竹中浩治氏）1989年3月
- (2) 「介護対策検討会報告書」（厚生事務次官の懇談会、座長：以東喜市氏）1989年12月
- (3) 長寿社会福祉基金研究「ホームヘルパー等在宅介護マンパワー研修計画に関する研究」（姓長：古瀬 徹氏）1990年6月

### 1 国民的課題としての老人介護（ホームヘルパー10万人体制の構築）

1990年9月現在、我が国の65歳以上の老人は、国

民全体の約12%を占めており、西暦2000年には今日の北欧諸国並みの高齢化水準に達し、さらに国民人口の高齢化は進行する見通しである。この中でも、後期高齢層いわゆるオールド・オールドの人々を中心に、寝たきり老人や痴呆性老人といった介護を要する高齢者の増加が指摘されているところである。

西暦2000年を目標とする『高齢者保健福祉推進十か年戦略』において、在宅福祉対策の緊急整備がその第一の課題として掲げられており、ホームヘルプサービスについては、現行の3万人余の体制から10年後におけるホームヘルパー10万人の供給体制の構築へと、課題の重大性が示されている。

そして1990年6月の老人福祉法等の改正において、在宅福祉サービスの積極的推進が位置づけられた。1993年（平成5年）4月以降、全国の市町村・都道府県において老人保健福祉計画が策定されることとなり、ホームヘルプサービスや訪問看護サービスを含む諸サービスの計画的推進が施行され、従ってホームヘルパーを含むマンパワーの養成・研修は、極めて重要な計画的課題となる。

老人介護は、行政や社会福祉・保健関係者周辺の課題というだけでなく、現在の高齢者とその家族を中心としながらも、広く国民一人ひとりが必ずたどる共通の道すじにある、人生のテーマである。また、かつての家族制度における伝統的な介護のあり方から、社会的背景が大きく変化した今日、高齢者本人の自立志向、家族や近隣などの支援、公的介護サービスの活用等、介護をめぐる多様な要素の組み合わせにもとづく展開へと、システム転換が進行しつつある。

## 2 介護ニーズとホームヘルプサービス供給の多様化

ホームヘルプサービスは、従来、一人ぐらし老人及びねたきり老人に対する生活援助を推進してきたが、今後は寝たきり老人や痴呆性老人に対する身体介護に重点を置くサービスの増加や、後期高齢層の単身又は2人世帯等への家事援助に重点を置くサービスの展開が予測されるとともに、早朝や夜間あるいは休日におけるサービスの供給が利用者サイドからは期待されている。

こうした中で、ホームヘルパー派遣事業の具体的

実施方法として、市町村自らの運営や、社会福祉協議会への委託のほか、近年普及しつつある地域のサービス拠点である特別養護老人ホーム＝社会福祉法人への委託方式、民間シルバーサービスへの委託方式、在宅介護支援センターからのヘルパー派遣方式、大都市圏などにおける住民参加等による福祉公社方式、といった多様な供給システムがあり、その動向に注目しなければならない。いずれにしても、サービス利用を通じて高齢者とその家族にとって納得のいく、安心できるサービス提供体制を形成することが不可欠の課題である。

従って、ホームヘルパー10万人体制の構築とは、すなわち在宅介護マンパワーの大量確保という量的目標の達成と同時に、適切なサービス提供や従事者の資質向上を確保する見地から、常勤的要因及びパートタイマー型ホームヘルパーの両面における養成について、各業務内容の特質に対応した研修システムの確立を含意しているものであるといえることができる。

## 3 在宅介護マンパワーの養成・研修の現状と課題

### (1) 介護福祉士制度の発足と展開

社会福祉士及び介護福祉士法の制定にとともない、昭和63年度から、国家資格による老人や身体障害者等の介護に係る専門職制度が発足することとなった。介護福祉士資格の取得については、高等学校卒業後2年コース（短大又は専門学校）における所定の課程を履修し卒業した者のほか、現場経験3年以上のホームヘルパーや寮母に介護福祉士国家試験の受験資格が認められており、過去2回の国家試験に合格した6446名の中に介護福祉士資格を有するホームヘルパーが全国で874名誕生している。

介護福祉士資格取得者については、各市町村におけるホームヘルプサービスの基幹的要員として活躍が期待されるほか、市町村高齢者サービス調整チームや、今後各地で展開されるホームヘルプサービスのチーム運営方式等にあたって、その調整的役割が期待されている。介護福祉士は、今回提言される3段階の研修システムと密接に関連しつつ、のちに詳しく提言される指定介護研修の

第1級課程を修了した者よりも高度な専門的性格を有するものとして位置づけられるものである。従って、ホームヘルプサービスの常勤的要員の養成・研修段階として指定介護研修の第1課級課が予定されているが、この課程を修了した者が所定の経験をへて、さらに介護福祉士資格をめざし介護の方法や技術を体系的に研鑽することは、極めて望ましい姿である。

(2) 「家庭奉仕員講習会推進事業」の到達点

昭和62年度よりホームヘルパーの初任者研修として、家庭奉仕員講習会推進事業が実施され、従前の72時間研修を大幅に改訂し、360時間という充実した研修制度が設定されることになった。これまでの講習会受講状況は次のとおりである。

家庭奉仕員講習会の受講状況の推移

年 度	受講者数（一般受講者別掲）*	
昭和62年度実績	949名	(154名)
同 63年度実績	1,280名	(275名)
平成元年度実績	1,406名	(168名)
平成2年度見込	2,580名	(205名)

\*）都道府県・指定都市の研修対象外の受講者を別掲

講習会受講者は年々増加しているものの、平成元年度から推進しているホームヘルパーの増員計画（年間約5000名規模）に比べ受講者数は必ずしも一致していない。つまり、各事業体における常勤的要員に対する研修としては妥当と考えられるが、非常勤要員ないしパートタイマーに対する研修としてはボリュームが大きく、より実態に適合した研修システムを構築する必要があると認められる。

また、都道府県等の研修対象以外の受講者が少なからずいることは、国民の中における在宅介護をめぐる関心の高さを示すものとして評価されるべきものである。段階的研修システムを構築する際には、何らかの形で、こうしたニーズに応える方策も検討すべきである。

(3) 介護サービスの均質化と従事者のレベルアップ

平成3年度より実施予定の段階的研修システム

がめざすべきは、高齢者の生活の質の向上を図るための、ホームヘルプサービスの質的向上であり、従事者の資質向上にはかならない。この段階的研修が具備すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 全国共通の研修カリキュラムの策定、実施により、全国的に標準化された介護サービスの質と水準の確保を図る。なお、各地の地域特性も認められることから、実施に当たる都道府県・指定都市において、研修の適切な進行管理が必要となる。
- ② 講義中心の机上的研修に偏重せず、また施設介護をそのまま当てはめる実習とは異なり、訪問介護活動の特質をふまえた、講義—実技—実習のバランスのとれたカリキュラム実施が肝要である。
- ③ また、カリキュラムは、ねたきり老人に対する身体介護や、一人ぐらし老人に対する家事援助等業務内容の特質に対応できる、極めて具体的なものでなければならない。
- ④ カリキュラム内容の要点は、現場適合性の視点であり、各段階の実技—実習においては、寝たきり老人世帯への訪問実習やデイサービスセンターでの実習等を含め、在宅生活支援型の援助方法を体得させ体系化する内容が含まなければならない。
- ⑤ 受講者の関心と意欲を引き出す魅力あるカリキュラム開発が要請されており、受講者の参加による事例研究やテキストその他の教材の開発・工夫が必要である。そして受講者が研修から現場実践へ、現場実践からより高い研修課程の段階へと進みうる条件を確保することが大切である。

## 段階的研修計画に関する提言 －指定介護研修カリキュラム案－

3つの段階をもつ指定介護研修について、各課程の趣旨、受講対象、研修内容及び講習時間等の諸事項を以下のとおり提言する。

### 1 指定介護研修第1級課程（案）

#### (1) 趣 旨

この過程は、市町村ホームヘルパー派遣事業における基幹的要員を養成するために、体系的な講習を確保する。

#### (2) 受講対象

この過程の受講対象は、市町村又は市町村の委託を受ける事業体における「常勤」的ホームヘルパーもしくはその予定者、次項の2級課程の修了者、とする。

#### (3) 研修内容

この課程は、ホームヘルパーの上級研修であり、従来の家庭奉仕員講習会事業（いわゆる360時間研修）を継承しつつ、受講者が将来介護福祉士資格取得に有益な内容構成とする。  
具体的内容は別表のとおり。

#### (4) 講習時間

講義180時間程度、実技100時間程度及び実習80時間程度の合計360時間以上とする。

#### (5) 備 考

実施方式は、「家庭奉仕員講習会」研修制度を概ね引き継ぐ。

長寿社会開発センターによる通信教育等の受講しやすい方法を確保する。

### 2 指定介護研修第2級課程（案）

#### (1) 趣 旨

この課程は、市町村ホームヘルパー派遣事業に

おける寝たきり老人の介護等にあたるホームヘルパーの養成に資する講習を確保する。

#### (2) 受講対象

この課程の受講対象は、市町村又は市町村の委託を受ける事業体において寝たきり老人の介護に当たる者もしくはその予定者、次項の3級課程の修了者とする。

#### (3) 研修内容

この課程は、寝たきり老人等の身体介護を主要内容とするホームヘルプサービスの実施に資する中級レベルの内容構成とする。

具体的内容は別表のとおり。

#### (4) 講習時間

講義30時間程度、実技46時間程度及び実習14時間程度の合計90時間以上とする。

#### (5) 備 考

現行シルバーサービスの在宅介護ガイドライン研修と概ね同レベルの内容を確保する。

都道府県・指定都市による講習会の実施のほか、長寿社会開発センターによる通信教育等の受講しやすい方法を新たに確保する。

### 3 指定介護研修第3級課程（案）

#### (1) 趣 旨

この課程は、市町村ホームヘルパー派遣事業における在宅老人の家事援助等にあたるホームヘルパーの養成に資する講習を確保する。

#### (2) 受講対象

この過程の受講対象は、市町村又は市町村の委託を受ける事業体において在宅老人の家事援助等に当たる者もしくはその予定者とし、併せて在宅老人の世話に当たる家族及び近隣、関係者が

受講することを妨げるものではない。

### (3) 研修内容

この課程は、在宅老人の家事援助等を主内容とするホームヘルプサービスの実施に資する基礎的な内容構成とする。

具体的内容は別表のとおり。

### (4) 講習時間

講義16時間程度、実技16時間程度及び実習8時間程度の合計40時間以上とする。

### (5) 備考

都道府県・指定都市は、講習会を実施すること。

都道府県・指定都市のほか、関係団体が在宅老人の世話を当てる家族及び関係者の受講する講習会を指定介護研修の一つとして実施することができる。

## 4 指定介護研修カリキュラムにもとづく教材等

### (1) 指定介護研修におけるテキストの作成、配布

以上の3段階の指定介護研修に対応して、各都道府県・指定都市における実施の均質化と受講者のレベルアップを図るため、全国共通のテキストを作成、配布する。

### (2) 各課程の講義用テキスト作成の目安

カリキュラム表のねらいと具体的内容を充足するテキストを次のように位置づける。

第1級課程は5分冊（B5判200頁形式の場合）程度とする。

第2級課程は2分冊（B5判250頁形式の場合）程度とする。

第3級課程は1冊（B5判250頁形式の場合）とする。

なお、各都道府県・指定都市において、その地域特性に対応した副読本や研修資料を作成、配布することも重要である。

### (3) 実技講習における留意点

従来の「家庭奉仕員講習会事業」（360時間研修）における実技講習の実施にあたっては、日本赤十字社の各都道府県支部の協力を得ているが、これを継続するとともに、併せて介護福祉士指定養成学校の協力を確保することも推進されるべきである。特に、介護福祉士指定養成学校については、実技のみならず、講義部分においても講師の確保等の利点もあり、講義・実技・実習の一体的実施を促進すべきである。

### (4) 実習における留意点

指定介護研修における実習は極めて重要な事項であり、各段階における実習課題の明確化及び実習施設の特性把握等がポイントとなる。

1級課程においては、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設等における重介護型の援助技術を実習することにねらいがあり、併せて保健所、福祉事務所等の関係機関との業務連携等についての理解を図ることである。

2級課程においては、特別養護老人ホームにおける寝たきり老人及び痴呆性老人の援助方法を具体的に理解することにねらいがあり、併せて寝たきり老人世帯への訪問実習により必要な介護技術を実地に体得することである。

3級課程においては、在宅老人の援助に資するデイサービス及びホームヘルプサービスの具体的な内容と相互関連等の理解を図ることにねらいがある。

各段階の特質をふまえた実習を実施するにあたって、実習施設との事前の連絡調整、受講者に対する実習課題の提示、実習後の記録ないし報告の確認等が充分確保されるべきである。

別 表

○指定介護講座第1級課程の基本構成（案）

I 講 義		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
〔社会福祉関係〕 35時間 1 ホームヘルプサービス概論	1) ホームヘルプサービスの制度概要 2) ホームヘルパーの社会的役割の理解 3) ホームヘルパー業務の基本的事項の理解	・ ホームヘルパー派遣事業の制度及び歴史 ・ 在宅福祉サービスとホームヘルパーの社会的役割 ・ ホームヘルパー業務の基本的事項 ・ 高齢者サービス調整チームとホームヘルパーの役割
2 老人福祉論	1) 老人福祉の社会的背景の理解 2) 老人福祉の理念、目的の理解 3) 現行の老人福祉、老人保健サービスの体系、事業内容及び活用手続等、具体的実践活動の理解 4) 老人福祉サービスと関連行政の一体的運営の必要性についての理解	・ 高齢化社会と老人問題 ・ 老人福祉サービスと行財政システム ・ 在宅福祉サービスの理念と体系 ・ 施設福祉サービスの体系と処遇 ・ 老人保健サービスと行財政システム ・ 老人福祉と関連分野の連携 ・ 民間シルバーサービスの現状と今後の動向 ・ 事例研究 (①ねたきり老人, ②痴呆性老人, ③その他)
3 身体障害者福祉論	1) 障害の概念と障害者の実体の把握 2) 障害者福祉の基本理念の理解 3) 身体障害者福祉法とサービス体系及び内容の理解 4) 福祉施策に関する具体的理解 5) 身体障害者の処遇指導の具体的方法の理解	・ 障害の概念 (WHO国際分類等) と身体障害の法的定義 ・ 障害者福祉の基本理念 (自立, リハビリテーション, 「完全参加と平等」等) ・ 障害者の実体把握 (各種調査データの理解等) ・ 身体障害者福祉サービスの体系と内容 ・ 身体障害者福祉施策と関連施策の理解 (医療, 教育, 雇用, 年金, 住宅等) ・ 事例研究
4 心身障害児 (者) 福祉論	1) 心身障害の概念と障害児者の把握 2) 障害児者福祉の基本理念の理解 3) 児童福祉法及び精神薄弱者福祉法とサービス体系及び内容の理解 4) 各種福祉施策に関する具体的理解 5) 心身障害児 (者) の処遇指導の具体的方法の理解	・ 障害の理念と心身障害の法的定義 ・ 障害者福祉の基本理念 (ノーマライゼーション等) ・ 心身障害児 (者) の実態把握 ・ 児童福祉法及び精神薄弱者福祉法によるサービスの体系と内容 ・ 心身障害児 (者) 施策と関連施策の理解 (保健医療, 教育, 雇用, 就労等) ・ 事例研究
5 家庭福祉・地域福祉論	1) 家庭を基盤とする福祉の現状と理解 2) 地域福祉の理念と内容の理解 3) 地域福祉の推進方法及び現状についての理解	・ 現代社会における家族問題の理解 ・ 家庭を基盤とする福祉活動の具体的展開 ・ 現代社会におけるコミュニティと地域福祉 ・ 地域福祉の推進方法 (地域の社会資源, 諸団体, サービス提供方法) ・ 在宅福祉活動についての具体的理解
〔家政・調理関係〕 20時間 6 家政概論	1) 家庭生活の意義をふまえ、経営管理方法についての理解 2) 食生活の意義をふまえ、管理方法についての理解 3) 被服生活の意義をふまえ、管理方法についての理解 4) 住生活の意義をふまえ、管理方法についての理解	・ 家庭生活と家庭経営等の理解 (家事労働, 生活費用等) ・ 被服生活 (被服の役割と機能, 被服の選択と管理) ・ 住生活 (住居の機能, 生活空間, 室内環境) ・ 食生活と健康・栄養

在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会報告書

I 講 義 (つづき)		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
7 栄養学 (食品衛生を含む)	1) 身体機能と栄養素 2) 老人、障害者の栄養摂取についての理解と、食生活の管理の理解 3) 食品についての理解	・身体機能と栄養素 ・老人、障害者と栄養 (加齢と栄養所要量等) ・老人の食生活のあり方 ・障害者の食生活のあり方 ・食事と成人病予防
8 調理及び被服	1) 調理の概要についての理解 2) 食品衛生についての理解 3) 被服の管理方法についての理解	・食品の成分と保存・管理 (食品の分類、食品の保存・管理・安全) ・調理と設備 (調理操作、食品の調理性) ・食品衛生に関する法規 ・被服の素材・品質、被服と衛生 ・老人、障害者と被服
9 住居一般	1) 住居の役割と機能 2) 生活行動と生活空間・室内環境 3) 住居の管理と安全 4) 老人・障害者と住居のあり方	・住居の役割と機能 ・生活行動と生活空間 (寝室、居間、浴室、便所等) ・快適な室内環境 (温度、採光、換気等) ・住居の管理と安全 (事故、防災、通報装置等) ・老人、障害者と住居
〔医学基礎知識関係〕 45時間 10 医学概論	1) 医学の基礎知識について 2) 代表的疾患についての概要理解 3) 保健医療に関する基礎知識の理解 4) 保健医療対策の概要理解 5) 医事法制の概要理解	・医学の基礎的事項 ・代表的疾患の概要 (がん、成人病、各種感染症、神経・精神疾患等) ・公衆衛生の現状理解 (疾病と受療状況、医療保険制度の状況等) ・保健医療対策の概要 (老人保健対策、成人病対策等) ・医事法制の理解
11 解剖・生理学	1) 人体の基本的構造や機能についての理解 2) 1)をふまえた病的状態についての理解	・人体の構造と機能 (①循環器系、②呼吸器系、③消化器系、④中枢神経系、⑤骨・筋肉系、⑥血液・ホルモン系) ・前者に関連する病態等
12 精神衛生学 (精神保健論)	1) 精神保健の意義の理解 2) ライフサイクルにおける精神保健の役割 3) 精神保健行政の概要の理解	・精神保健の概要 ・個人の精神保健 (老年期における精神保健) ・地域精神保健の概要 (家庭、地域等) ・精神障害の基礎知識 (老年期の精神障害、痴呆の定義・原因・症状・問題行動) ・精神保健行政の概要
13 リハビリテーション概論	1) リハビリテーションの理念と基本原則 2) 障害の程度とその影響の理解 3) 社会的リハビリテーションについての理解	・リハビリテーションの理念と基本原則 ・障害の程度とその影響 (老化による機能障害をもつ老人への対応等) ・目標の設定とリハビリテーション計画 ・社会的リハビリテーションの実施と社会資源 ・事例研究

I 講 義 (つづき)		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
〔介護関係〕 14 介護概論 55時間	1) 介護の目的, 機能についての理解 2) 介護と家政, 看護・医療との関係についての理解 3) 老人・障害者の介護並びにその介護家庭に対する援助についての理解 4) 介護従事者としての基本的能力についての理解	・介護の倫理(職業倫理, 守秘義務等) ・介護と家政, 看護・医療との関係の理解(老人・障害者の生活障害と介護の役割) ・介護援助関係の理解 ・介護技法の基本の理解 ・介護活動の場に特有な問題と技法 ・介護者の安全(健康管理, 事故防止等)
15 老人介護	1) 老人介護の基本的・原則的事項の理解 2) 老人のおかれた条件に対応した介護方法の理解 3) 老人の特性に応じた, 介護技術の基本事項の理解	・老人の生活環境や状況についての理解 ・家族形態に対応した介護のすすめ方 ・寝たきり老人の介護方法 ・痴呆性老人の介護方法
16 身体障害者介護	1) 身体障害者介護の基本的・原則的事項の理解 2) 身体障害者のおかれた条件に対応した介護方法の理解 3) 身体障害者の特性に応じた, 介護技術の基本事項の理解 (視覚障害, 聴覚及び言語障害, 肢体不自由, 内部障害)	・身体障害者の生活環境や状況についての理解 ・身体障害の種類に対応した介護方法 (視覚障害, 聴覚及び言語障害, 肢体不自由, 内部障害)
17 心身障害児(者)介護	1) 心身障害児・精神薄弱者介護の基本的・原則的事項の理解 2) 心身障害児(者)のおかれた条件に対応した介護方法の理解 3) 心身障害児・精神薄弱者の特性に応じた介護技術の基本事項の理解	・心身障害児・精神薄弱者の生活環境や状況についての理解 ・障害の種類に対応した介護方法 ・家族の状況に対応した介護のすすめ方
〔人間の理解〕25時間 18 人間関係論	1) 社会の中の人間としての行動についての理解 2) 社会的知覚と対人認知, 社会的態度についての理解 3) 老人・障害者の集団における人間関係に対する理解	・家族における人間関係と調整 ・近隣, 地域における人間関係と調整 ・老人, 障害者に対する受容と人間関係の調整
19 老人等の心理的特性及び支援方法	1) 老年期の生きがいに関する理解 2) 老人性痴呆及び副次的症状と, 心理的介護についての理解 3) 障害児(者)の心理的特性及び支援方法	・老人の健康保持と生きがいづくり ・痴呆性老人の問題行動と支援方法 ・心身障害児への接近方法 ・障害者への支援方法(障害の受容等をふくむ)
II 実 技		
20 老人等の介護・基礎実技	1) 老人, 身体障害者, 心身障害児(者)の日常生活に関する介護技術能力を高めると同時に, 各種の介護を支える住宅設備や福祉機器の知識や活用能力を養う。 2) 老人等の介護技術の習得に係る具体的な各項目を深める。 3) 1), 2)を通じて, 在宅サービスにおける介護業務への理解を深める。	・老人, 障害者の行動様式に対応する介護のあり方(訪問面接時の対応) ・家族形態に対応する介護, 援助の展開, ロールプレイを含む (一人暮らし老人, 高齢夫婦世帯, その他世帯における家族との関係等) ・コミュニケーションの技法 ・観察と不調の兆しの発見(身体状態, バイタルサイン, 動作能力等) ・安全で危険のない住環境の整備 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣服の着脱



在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会報告書

II 実 技 (つづき)		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴の介護</li> <li>・身体の清潔 (①身体清拭, ②口・耳・目の清潔, ③頭髪や爪の清潔, ④床ずれの予防)</li> <li>・体位や姿勢変換等の身体動作への介護</li> <li>・車椅子等による移動の介護</li> <li>・医療, 看護対応時の介助</li> <li>・緊急事故時の対応</li> </ul>
III 実 習		
21 施設介護実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 老人, 身体障害者, 心身障害児 (者) の日常生活に関する介護技術能力を高める。</li> <li>2) 老人等の介護技術の習得に係る具体的な各項目を深める。</li> <li>3) 1), 2)を通じて, 在宅サービスにおける介護業務への理解を深める。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・肢体不自由児施設等</li> </ul> }において, 介護実習を行う。 ・障害のレベルに応じて, 必要とされる介護の技術的適用の評価と, 適正な技術の使い方を学習する。 ・実習を通じて, 在宅介護のプログラムに資する事項を学習する。
22 見学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 福祉事務所, 保健所等の関係機関における見学と, 情報収集及び業務連携のあり方について理解を深める。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・保健所</li> <li>・他関係機関</li> </ul> }において, 情報収集・業務連携等を学習する。 (在宅介護支援センター)

○指定介護講座第2級課程の基本構成（案）

I 講 義		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
1 老人福祉論A	1) 老人福祉法の体系、制度及び現状の理解 2) 老人保健法の体系、制度及び現状の理解 3) 在宅、施設、保健の各種サービスの現状の理解	・老人福祉法の理念、制度 ・老人保健法の理念、制度 ・在宅福祉サービス、施設福祉サービス、老人保健サービスの具体的関連
2 老人福祉論B	1) 在宅福祉サービスの体系と、具体的事例を理解する。 2) 施設福祉サービスの体系と、具体的事例を理解する。 3) 老人保健サービスの体系と、具体的事例を理解する。	・在宅福祉サービスの具体的展開（事例研究）例：ねたきり老人の事例 ・施設福祉サービスの具体的展開（事例研究）例：痴呆性老人の事例 ・老人保健サービスの具体的展開（事例研究） ・老人保健福祉サービスと関連分野の連携 例：保健婦とホームヘルパーの連携
3 障害者福祉論	1) 障害児（者）福祉の理念・法・制度を理解する。 2) 障害児（者）の施設サービスを理解する。 3) 障害児（者）の在宅サービスを理解する。	・障害者福祉の理念（自立、リハビリテーション、ノーマライゼーション等） ・障害者福祉の法、制度（心身障害児、身体障害者、精神薄弱者） ・在宅福祉サービスの体系と内容 ・施設福祉サービスの体系と内容
4 老人・障害者の心理A	1) 老人の心理的把握と、対応方法を理解する。 2) 障害者の心理的把握と、対応方法を理解する。	・老人の心理的把握をふまえた具体的対応 ・障害者の心理的把握をふまえた具体的対応 ・心身障害児の心理的把握と接近方法
5 老人・障害者の心理B	1) 在宅老人に対する処遇・調整（事例研究） 2) 在宅障害者に対する処遇・調整（事例研究）	・在宅老人ケースへの相談助言と調整 例：近隣等との交流の少ないねたきり老人への援助活動 ・在宅障害者ケースへの相談助言と調整活動 例：地域社会で孤立している障害者とその家族への援助 ・老人、障害児（者）及び家族等の人間関係の調整
6 医学一般	1) 人体の基本的機能と構造を理解する。 2) 老人の生理と代表的疾患を理解する。 3) その他必要な医学の基礎知識	・人体の基本的構造 ・代表的疾患の理解 例：脳血管障害、骨折、老年痴呆、神経性難病等 ・老人性疾患（感染症を含む）の症状
7 精神保健論	1) 精神保健の基礎知識を理解する。 2) 精神保健行政及びサービスを理解する。	・精神保健の概要 ・老年期の精神障害、代表的な疾病の概要 ・精神保健行政の概要 ・精神保健を行う医療機関等
8 介護概論	1) 介護の目的、機能を理解する。 2) 介護技術の基本を理解する。 3) 介護関係の維持のために必要な事項を理解する。	・介護の目的、原則、倫理 ・サービス利用者の自立と介護技法 ・介護における安全の確保 ・介護関係維持のためのコミュニケーション等
9 家政概論	1) 家庭生活経営、管理の概念をふまえ、家事援助の意義を理解する。 2) 食生活、被服、住居の管理方法を理解する。 3) 家事援助における接遇法を理解する。	・家庭生活と経営法の理解 ・家事援助の手順等に係る基本的理解 ・老人、障害者に配慮した食生活、被服等の管理方法と援助のあり方 ・老人、障害者用の住宅、福祉機器の種類と活用法

在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会報告書

I 講 義 (つづき)		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
10 在宅看護方法論	1) 老人、障害者の在宅看護の基礎知識を理解する。 2) 老人、障害者の看護方法の基礎知識を理解する。 3) 緊急事故時の対応方法と救急法を理解する。	・老人、障害者の在宅看護の概要と事例 ・在宅看護の方法 ・緊急事故時の対応と連絡（救急法を含む）
11 在宅福祉従事者の職業倫理	1) 介護の原則と従事者の倫理を理解する。 2) 利用者及び家族のプライバシーの保護、介護サービス従事者の倫理を理解する。	・介護の原則と最善の在宅介護のあり方の追求 ・援助業務と従事者の守秘義務
II 実 技 46時間 (各項目4時間、ただし③④⑤⑥⑨は6時間)		
12 介護技術	1) 介護の原理をふまえ、介護の基本技術を理解する。 2) 老人、障害者の特性に応じた介護の基本技術を理解する。 3) 介護過程の事例を理解する。	①老人、障害者に対する接遇のあり方（対人関係の持ち方を含む） ②環境の整え方 ③食事の介護（介護の必要性、食べさせ方、身体状況に応じた調理等及び老人食関係） ④排泄の介護 ⑤その他身体の清潔の確保（シャワー浴、身体の清拭、口腔の清拭、ドライシャンプー等） ⑥更衣、整容ないし身だしなみ（寝まき等の更衣、ベッドメイキング、その他） ⑦移動の介護（車椅子の介助等を含む） ⑧床ずれの予防 ⑨居室における安全の確保と緊急時の対応
III 実 習 14時間 (各7時間)		
13 実習	1) 特別養護老人ホームにおける実習を通じて、介護方法の基本的動作を理解する。 2) ねたきり老人世帯の訪問を通じて、身体介護等の基本動作を理解する。	・施設における、食事、入浴、排泄等の介護の技術を実地に習得する。 ・在宅生活での、食事、入浴、排泄等の身体介護の技術を実地に習得する。

○指定介護講座第3級課程の基本構成（案）

I 講 義		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
1 ホームヘルプサービス入門（概論）	1) ホームヘルプサービスの意義、事業の概要を理解する。 2) ホームヘルパーの役割と社会福祉サービスの担い手の倫理を理解する。 3) ホームヘルプサービスの利用者との援助方法を理解する。	・ホームヘルプサービス制度の歴史 ・ホームヘルプサービスの法、制度 ・ホームヘルプサービスの利用者とのニーズ ・訪問サービスの意義と過程 ・ホームヘルプサービスにおける対人援助とホームヘルパーの役割 ・その他の社会福祉サービス及び社会資源との関連
2 老人の福祉	1) 高齢化社会における老人福祉サービスの役割を理解する。 2) 老人福祉法及び老人保健法の概要を理解する。 3) 在宅及び施設福祉サービスの体系と、ホームヘルプサービスの関連を理解する。	・我が国の人口高齢化の特徴と社会福祉サービスの展開過程 ・地域、家族における老人問題 ・老人福祉法と老人保健法の理念及び制度 ・施設福祉及び在宅福祉サービスの動向 ・老人のニーズの把握と対応
3 障害者の福祉	1) 障害者の現状及び障害者福祉の役割を理解する。 2) 障害者福祉制度の概要を理解する。 3) 障害者福祉サービスの種類と内容を理解する。	・障害の概念及び障害者の実態の理解 ・地域社会における障害者問題 ・障害者福祉の法制度とサービス体系 ・障害者福祉サービスと他のサービスとの関連
4 老人・障害者の心理	1) 老人、障害者の心理を理解する。 2) 老人、障害者に対する心理的支援について理解する。	・老化をふまえた老人の心理的把握 ・障害と障害者の心理的把握 ・事例の理解（老年痴呆ケース）
5 家事援助入門（家政概論）	1) 家庭生活の経営と管理を理解する。 2) 食生活、被服、住居に関する老人、障害者のニーズを理解する。	・家庭生活の経営について ・老人世帯、障害者世帯への家事援助の手順 ・老人、障害者の栄養・調理の基礎 ・老人、障害者の被服生活の基礎
6 医学基礎知識	1) 老年期の身体機能の特徴を理解する。 2) 老人性疾患の基礎を理解する。 3) 障害の種類とその原因等を理解する。	・老年期の身体機能とその低下の特徴 ・代表的な老人性疾患（脳血管障害など） ・障害の原因となる疾患
7 介護概論	1) 介護の理念、目的を理解する。 2) 介護の技法の基本を理解する。 3) 日常生活の介護について理解する。	・介護の原則と倫理 ・介護その隣接領域の理解 ・身体介護と家事援助の関連 ・身体機能維持における介護の役割 ・介護技法の展開と日常業務 ・ケース記録の記入法
8 対人援助技術	1) 老人、障害者の自己決定と援助のすすめ方を理解する。 2) 老人、障害者に対する相談のすすめ方を理解する。 3) 老人、障害者に必要なレクリエーションの視点を理解する。	・老人、障害者の自己決定の重要性と、援助の原則 ・老人、障害者に対する態度と、相談の心構え ・老人、障害者との対話のすすめ方 ・老人の生きがいと喜び

在宅介護マンパワー研修カリキュラム策定委員会報告書

II 実 技 16時間 (各8時間)		
教 科 名	目 的 (ねらい)	内 容
9 老人等家庭訪問技術講習	1) 家庭訪問の技法を理解する。(ロールプレイによる) 2) ロールプレイによる、サービス提供とケース管理方法を理解する。 3) ケース宅への訪問により、2)を具体的に理解する。(先輩ヘルパーに同行訪問する。)	・初回訪問と、サービス利用者との人間関係の形成 ・ニーズに対応したサービスの提供とケースの管理 ・指導者による訪問サービス事例の検討 ・ケース宅において、ホームヘルプサービス指導者によるサービス提供への観察学習
10 老人食調理講習	1) 実技をつうじて、老人食等の調理方法を理解する。	・老人の身体機能と、食事の役割 ・虚弱老人に対する老人食の提供 ・食品衛生に関する注意 ・調理器具と調理操作の方法
III 実 習 8時間 (各4時間)		
11 実習	1) デイサービスセンターの見学、実習をつうじて、在宅福祉サービスの役割を理解する。 2) 特別養護老人ホームの見学をつうじて、施設福祉サービスの役割を理解する。	・在宅福祉サービスの拠点であるデイサービスセンターの機能を理解し、利用者の状況把握等を試みる。 ・施設福祉サービスの具体的業務展開を理解する。

## 段階的研修システムの実施に係る留意点

### 1 全国共通の制度的実施の確保

『高齢者保健福祉推進十か年戦略』におけるホームヘルパー10万人体制の実現にむけ、厚生省は平成3年度予算案において、在宅老人福祉対策の主要な柱である市町村におけるホームヘルパー派遣事業の強力な推進として、(1)ホームヘルパーの大幅増員、(2)チーム方式の導入によるホームヘルプ事業の充実と並んで、(3)ホームヘルパーの多様な形態(常勤、パートタイマー等)に対応した段階別研修システムの実施を位置づけている。

従って、この段階別研修システムの実施にあたっては、高齢者とその家族、そして広く国民の信頼を得るような在宅福祉サービスの一環としてのホームヘルプサービスが期待されていることに留意しつつ、本提言でふれている養成・研修のカリキュラムに基づき各都道府県・指定都市において整備されることが望ましく、特にテキストや実技・実習上の留意点を十分に踏まえることが要請されている。

### 2 研修受講者の登録と検定及び全国共通システムの確立

この段階別研修システムの実施にあたっては、第1扱から第3級に至る研修受講者の名簿を都道府県・指定都市ごとに管理するとともに、一定の質の確保が可能となる全国共通の研修システムを設定することにより、この研修の受講者については、例えば、厚生大臣の指定する講習を修了したことを証明する『課程別修了証』を交付することなどが工夫されてよい。

この指定介護講座の実施については、従来の家庭奉仕員講習会事業実施の経緯からも、(株)長寿社会開発センターにより実行されることが適当であろう。

この課程別修了証が発行されることにより、例えば第3級課程の修了者が家事援助等のホームヘルプサービスに従事しつつ、さらに第2級課程の講習を受け、第2級課程を修了する、さらに第1級課程を

めざすといったような、受講者の意欲が湧くような仕組みが工夫される必要がある。

### 3 段階的研修システムにおける経過措置

今回の新制度実施にあたっては、従来の研修制度の受講者等についての経過措置を配慮すべきである。

- (1) 昭和62年度より平成2年度末までの期間に家庭奉仕員講習会(360時間)を受講した者については、都道府県・指定都市の名簿管理をへて、指定介護研修第1級課程の修了者として認めるべきこと。
- (2) 昭和62年度以前に実施された家庭奉仕員研修事業(70時間)を受講した者については、都道府県・指定都市の名簿管理をへて、指定介護研修第1級課程の修了者としてみなしうること。
- (3) 今後の段階的研修の施行により生ずる、第3級課程合格者が第2級課程の研修を受講する場合、および第2級課程合格者が第1級課程の研修を受講する場合においては、講義等の講習時間数について、その一部を減免することが工夫されるべきこと。

○経過措置・既履修者の受講免除科目（案）

I 第3級課程の履修者が第2級課程に進級する場合、受講免除される科目

（案）

40→90時間研修

60時間の履修

〔受講免除の科目〕（減免時間）

- |                   |          |             |   |                   |
|-------------------|----------|-------------|---|-------------------|
| 1. 老人福祉論 A        | (2)      | } 講義分計 19時間 | } |                   |
| 2. 老人福祉論 B        | (3)      |             |   |                   |
| 3. 障害者福祉論         | (3)      |             |   |                   |
| 4. 老人・障害者の心理 A(2) | (2)      |             |   |                   |
| 6. 医学一般           | (3)      |             |   |                   |
| 8. 介護概論           | (3)      |             |   |                   |
| 9. 家政概論           | (3)      |             |   |                   |
| 12. 実技の免除         | 実技分計 4時間 |             |   | } 減免時間の合計<br>30時間 |
| ①接遇のあり方           |          |             |   |                   |
| 13. 実習の免除         | 実習分計 7時間 |             |   |                   |
| ①特別養護老人ホーム実習      |          |             |   |                   |

∴第3級課程の履修者が第2級課程に進級する場合、最低60時間受講となる  
但し、第3級課程の履修・合格後6月以上の現場経験を有する者に限る

II 第2級課程の履修者が第1級課程に進級する場合、受講免除される科目

（案）

90→360時間研修

170時間の履修

〔受講免除科目〕（減免時間）

- |                            |             |             |                    |
|----------------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 1. 社会福祉関係                  | (35)        | } 講義分計 80時間 | }                  |
| 2. 家政調理関係                  | (20)        |             |                    |
| 3. 人間の理解                   | (25)        |             |                    |
| (ただし、減免科目は自習扱いとする。)        |             |             |                    |
| 4. 実技の免除                   | } 実技分計 46時間 | }           | } 減免時間の合計<br>190時間 |
| ・第2級課程の実技時間<br>相当分の免除 (46) |             |             |                    |
| 5. 実習の免除                   | } 実技分計 64時間 | }           |                    |
| ・現場経験を考慮し、<br>相当分を免除 (64)  |             |             |                    |

(ただし、福祉事務所・保健所等の見学実習は免除せず)

∴第2級課程の履修者が第1級課程に進級する場合、最低170時間受講となる  
但し、第2級課程の履修・合格後1年以上の現場経験を有する者に限る